

「台風第19号による大雨等災害に係る緊急要望」の結果について

本日、各省庁に対し、「台風第19号による大雨等災害に係る緊急要望」を実施しましたので、その結果を下記のとおりお知らせいたします。

記

1 日 時 令和元年10月21日（月） 9：00～15：15

2 訪問先

・ 要望者 茨城県知事 大井川 和彦

訪問先	面会者	主な要望内容
内閣府	内閣府特命担当大臣(防災) 武田 良太	・ 早期の激甚災害への指定について ・ 被災者の生活再建支援について
経済産業省	経済産業大臣 菅原 一秀	・ 被災中小企業等支援について
厚生労働省	厚生労働大臣 加藤 勝信	・ 医療施設、社会福祉施設等の災害復旧について
環境省	環境大臣 小泉 進次郎	・ 災害廃棄物の処理について
内閣官房	内閣官房長官 菅 義偉	・ 本県への支援について
総務省	総務大臣 高市 早苗	・ 災害復旧に係る地方財政措置について
農林水産省	農林水産大臣政務官 河野 義博	・ 被災した農業者・農業関連施設への支援について
文部科学省	文部科学大臣 萩生田 光一	・ 学校施設等の災害復旧について

3 要望内容 別紙のとおり

4 各大臣等の主な発言等

菅官房長官からは、「やれることは全部やる」という力強い言葉をいただくとともに、小泉環境大臣からは、「まず目の前のがれきが撤去されることが必要だと考えているので、しっかり対応していきたい。」とのコメントをいただくなど、各大臣からは、災害からの復旧・復興に向けて、できる限り支援していくとの前向きな発言をいただいた。

(菅原経済産業大臣)

- 経産省としても、中小企業の特別相談窓口の開設や、日本政策金融公庫の災害復旧貸付などの対応を行っており、今後、被災地への支援パッケージも早急に対応していきたい。

(小泉環境大臣)

- 災害廃棄物のトータルな意味での撤去には相当時間がかかるが、被災者が日常を取り戻すためには、まず目の前のがれきが撤去されることが必要だと考えているので、しっかり対応していきたい。

(萩生田文部科学大臣)

- 激甚災害の指定になる前提で、積極的に支援していきたい。
- 予算の心配をせず、復旧・復興に向けて取り組んでもらいたい。

※写真（JPEG 形式）のデータにつきましては、USBを県政記者クラブに提供しております。

(お問い合わせ先)

政策調整課 課長 眞家 勝彦 (090-2533-4789)
課長補佐 石川 耕二 (090-1859-4328)

殿

台風第19号による大雨等災害に
係る緊急要望書

令和元年10月21日

茨 城 県

要 望 書

台風第19号による記録的な大雨等により、本県においては那珂川や久慈川など多くの河川で堤防の決壊や越水があり、死者2名・行方不明者1名・負傷者17名の人的被害のほか、多くの家屋が全壊・半壊や床上・床下浸水の被害に遭うなど、甚大な被害が発生しました。

このため、現在、県及び関係市町村におきましては、国の支援を受けながら、総力を挙げて被災者救済及び被災地の復旧に取り組んでいるところであります。

しかしながら、今回の台風第19号による被害は、局地的ではなく県内全域にかけて広い範囲で確認され、住宅等の建物被害のみならず鉄道・道路等の公共施設、農作物や農業用施設等にまで被害が及ぶなど極めて深刻な被災状況にあります。

このようなことから、国におかれましては、被災地の状況を十分にご理解いただき、県民の安全・安心な日常生活が一刻も早く取り戻せますよう、下記の事項について特別なるご配慮をお願いいたします。

令和元年10月21日

茨城県知事 大井川 和彦

記

【被災者に対する支援】

○被災者の生活再建支援について（内閣府，国土交通省）

被災者生活再建支援法の適用にあたっては，市町村の区域に捉われることなく，同一災害の被災者が等しく支援を受けられるよう，制度改正を行うこと。

また，同法による支援金の支給にあたっては，対象となる被災世帯を「全壊」，「大規模半壊」に限定せず，「半壊」などの日常生活に大きな支障が生じる世帯にも拡大すること。さらに，床上浸水被災者を幅広く救済できるよう半壊に係る査定要件を緩和すること。

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度について，住宅再建に係る被災者の負担軽減を図るため，現行制度よりも融資利率を引き下げるなど，特段の配慮を行うこと。

○住家の一部損壊に対する支援について（国土交通省・内閣府・総務省）

台風第15号に係る災害を受け実施されることになった住家の一部損壊の支援について，台風第19号においても適用すること。

○被災した農業者・農業関連施設への支援について（農林水産省）

農地，用排水機場等の土地改良施設，農業用施設・機械について甚大な被害が発生しているため，被災した農業者が速やかに営農再開できるよう，災害復旧事業の補助率の嵩上げや，農業用施設・機械などの復旧に係る支援策を講じるなど，特段の配慮を行うこと。

○被災中小企業等支援について（経済産業省・観光庁）

今回の中小企業の被害については，激甚災害指定基準にかかわらず，特例として，すべての地域に激甚災害法に基づく措置を適用すること。

被災中小企業が融資を受ける際に，保証料の負担軽減や保証枠の拡大が図られるよう，中小企業信用保険法の特例を設けるなど，早急に制度の充実を図ること。

地域経済において重要な役割を果たしている中小企業・小規模企業等に

対して、被災した施設・設備等の復旧・復興に係る助成制度を創設するなど、必要な支援策を講ずること。

さらに、今後、被災地域においては、風評被害や二次交通の被害による旅行控えや宿泊キャンセル等の観光消費の減少が見込まれることから、観光需要の早期回復を図るための観光事業者等への助成制度を設けること。

○被災した職業訓練受講者支援にかかる財政措置について（厚生労働省）

今回被災した職業訓練受講者等に対する支援措置として、職業能力開発校における普通課程の普通職業訓練及び職業能力開発短期大学校における専門課程の高度職業訓練を受講する訓練生に対し、授業料等の免除措置を実施した場合、職業能力開発施設運営費交付金として、別途措置すること。

○高等学校等就学支援金の被災者への対応（文部科学省）

高等学校等において、家庭の教育費負担軽減を図るため、授業料に係る費用を支援する制度である高等学校等就学支援金について、所得制限により対象外となった家庭が被災した場合に支援金の対象となるよう、所得制限を見直すこと。

【災害からの復旧】

○抜本的な河川改修の推進について（国土交通省）

那珂川及び久慈川において、洪水時における流下能力が十分でなく、本川のみならず本川から支川へのバックウォーターなどにより支川の周辺地域にまで甚大な被害が生じたことから、流下能力の大幅な向上が図れるよう、抜本的な河川改修を推進すること。

○公共土木施設等の災害復旧について（国土交通省）

久慈川、那珂川等の決壊に伴う応急復旧をはじめ、洪水に伴い大きく被災した河川や道路等の公共土木施設の早急な復旧のため、特段の配慮を行うこと。

○久慈川の復旧支援について（国土交通省）

久慈川（県管理区間）において、応急復旧への支援及び国による本格的な復旧をお願いしたい。

○都市災害の幅広い採択について（国土交通省）

台風第19号による冠水等のため、都市部においては排水施設に障害が発生し、復旧作業に支障が生じていることから、排水施設の復旧や土砂等の撤去・搬出についても災害復旧として広く採択すること。

○JR水郡線の早期復旧について（国土交通省）

県北地域の重要な公共交通インフラとして、通勤・通学や観光輸送を担うJR水郡線においては、橋梁の流失など線路設備等に深刻な被害が生じていることから、全線の早期復旧を図るとともに、十分な財政支援など特段の配慮を行うこと。

また、公共交通機関の正常な運行が回復するまでの期間において、必要な生活交通を円滑に確保できるよう、交通事業者又は地方自治体を実施する代替交通の確保について必要な支援をすること。

○災害廃棄物の処理について（環境省）

被災地域においては、今回の災害により大量の廃棄物が発生しており、その処理のために過大な負担を強いられることから、必要な費用の全額を国が支援すること。

○医療施設、社会福祉施設等の災害復旧について（厚生労働省）

医療資源が著しく乏しい県北地域をはじめ、各地域の医療施設や社会福祉施設等が被災していることから、早期に激甚災害の指定に加え、各施設の災害復旧補助金に係る次の事項について特段の措置を講じること。

- ・地域の医療・福祉を支えている医療施設や社会福祉施設等については、全ての施設等を補助対象とすること。
- ・全ての医療施設や社会福祉施設等に対して、建物及び建物附属設備、設備、機器に限らず、備品、消耗品など復旧にかかる全ての費用を補助対象とすること。
- ・全ての医療施設や社会福祉施設等を対象として、補助率の嵩上げを行うこと。

○保健衛生対策について（厚生労働省）

河川の氾濫などにより大規模な浸水が発生していることから、早期に激甚災害に指定し、感染症の発生・まん延を防止するための感染症予防

事業を支援するとともに、被災地における消毒や害虫駆除等に必要な薬品の供給について、特段の配慮を行うこと。

○水道施設の災害復旧について（厚生労働省）

河川の氾濫などにより水道施設の冠水などが発生していることから、早期に激甚災害の指定に加え、査定事業費条件の引下げ並びに全ての復旧経費を対象とすること。

○学校施設等の災害復旧について（文部科学省）

多数の学校施設（私立学校を含む）や社会教育施設等において、床上浸水や破損等の被害を受けたことから、早期復旧のため、国庫補助率の上乗せなど特段の配慮を行うこと。

○交通安全施設の災害復旧について（警察庁）

那珂川、久慈川の決壊等に伴う水害により被災した信号機等の交通安全施設を早急に復旧させるため、補助要件の緩和や国庫補助率の嵩上げについて、特段の配慮を行うこと。

【財政措置】

○早期の激甚災害への指定について（内閣府）

今回の台風第19号による大雨等により発生した本県の災害を激甚災害として早期に指定すること。

○災害復旧に係る地方財政措置について（総務省）

被災地方公共団体が被災者支援などのために必要な財政需要に柔軟かつ的確に対処できるよう、特別交付税の増額について特段の配慮を行うこと。

○社会資本整備財源の十分かつ安定的な確保について（国土交通省）

国及び地方の社会資本整備財源の十分かつ安定的な財源を図ることにより、災害に強い国土づくりを着実に進めること。

特に、今回の災害において国や県が管理する公共土木施設の多くに被害が生じたことから、各施設の整備等の迅速化を図ること。



